

高等学校等就学支援金および奨学のための給付金について

1. 制度について

〈高等学校等就学支援金〉

家庭の教育費負担軽減を図るため、高等学校に通う生徒に対し授業料に充てる費用を支給する国の支援制度です。※返還不要 ※申請必須

〈奨学のための給付金〉

家庭の教育費負担軽減を図るため、高等学校に通う生徒に対し授業料以外の教育費に充てる給付金を支給する各都道府県の制度です。※返還不要 ※申請必須

2. 支給について

- ・ 高等学校等就学支援金は、保護者の所得に関わらず全生徒に支給されます。
- ・ 奨学のための給付金は、親権者全員の所得や課税の状況に応じて支給額が決定します。支給額の詳細は以下のとおりです。

◆ 奨学のための給付金の所得要件〈支給区分〉について

市町村民税および都道府県税所得割の合算額(親権者人数分)

の金額で判定されます。

〈支給区分〉

- ① 生活保護受給世帯(生業扶助の措置あり)
- ② 住民税非課税(所得割額(合算)0円)世帯
- ③ 所得割額(合算)100 円～105,500 円の世帯
- ④ 所得割額(合算)105,500 円～182,500 円の世帯
- ⑤ 自己の責めに帰すことのできない理由による離職等により家計が急変し、
①～④の所得要件まで収入が減少した世帯(家計急変世帯)

◆ 支給額

区分	授業料金額	就学支援金 支給額(国)	奨学のための給付金 支給額(県)
①	457,000 円/年	457,000 円/年	52,600 円/年
②	457,000 円/年	457,000 円/年	152,000 円/年
③	457,000 円/年	457,000 円/年	50,670 円/年
④	457,000 円/年	457,000 円/年	38,000 円/年
⑤	457,000 円/年	457,000 円/年	0 円/年

※ 国からの就学支援金は、学校法人に支給されます。生徒や保護者等が直接受け取るものではありません。学校はあらかじめ授業料と支援金を相殺し、授業料実質負担額を0円として、その他の学納金等を学納金登録口座より引落しいたします。また、各制度は申請を行わなければ受給できませんのでご注意ください。